

## 新潟県文化祭 2026 芸術家派遣事業 出前ワークショップ 募集要項

### 1 趣旨

県内文化施設等に県内で文化・芸術活動を行っている芸術家を派遣し、ワークショップを行い、あらゆる世代に文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、芸術家の活動の場を広げることを目的としています。

### 2 事業内容

県内文化施設等に芸術家を派遣し、ワークショップを行います。

### 3 対象施設

県内文化施設等（文化施設、美術館、博物館、図書館、文化財施設、公民館）

### 4 実施方法

#### （1）対象分野

- ア 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱など）
  - イ 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
  - ウ 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
  - エ 大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
  - オ 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、写真など）
  - カ 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）
  - キ 文学（俳句・短歌、朗読など）
  - ク 生活文化（囲碁、将棋、茶道、華道、書道、和装、食文化など）
  - ケ メディア芸術（映画、アニメーション、マンガ、ゲームなど）
- （注）上記以外の分野でも、文化芸術活動と考えられるものであれば対象とするので、事前に県文化課までご相談ください。

#### （2）実施回数

1施設あたりの実施回数は1事業かつ2回までとします。（ただし、申請多数の場合は回数を制限するなど希望にそえない場合があります。）

#### （3）講師となる芸術家

- ア 講師は最大3人とします。
- イ 実施施設の職員は、本事業における講師とは認めません。
- ウ 同一講師の派遣は、県内2回を上限とします。
- エ 講師の選定方法は、次のいずれかによること
  - ① 県から情報提供する「協力芸術家名簿」の中から講師を選定
  - ② 実施希望施設が地域の芸術家などを出演者として独自に選定（ただし、県内在住の芸術家に限ること）

#### (4) 実施期間

令和9年3月末まで

### 5 県負担経費

下記(1)及び(2)を県負担経費とし、これ以外の経費またはそれぞれの予算上限額を超える経費は、実施施設の負担とします。

県負担経費は、事業終了後に、県から直接講師に支払います。

#### (1) 講師謝金

県の単価による

※ 1事業につき3人までを上限とします。

※ 打合せや移動、準備時間は含みません。

#### (2) 講師旅費

講師の居住地(又は勤務地)から実施会場までの往復旅費(実施回数分)

※ 旅費の額は、県の旅費条例による旅費の額に相当する額とします。

※ 打合せ等にかかる旅費は対象外です。

### 6 事業実施の流れ(4ページ、5ページのフロー図参照)

#### (1) 応募時

ア 実施希望施設が「実施希望調書」(様式1又は2)を作成し、電子データで県文化課へ提出してください。

イ 「協力芸術家名簿」から講師を選ぶ場合は、**様式1**を提出してください。要望をもとに県文化課から芸術家に連絡を取ります。なお、対応可能な芸術家がない場合は事業実施ができないこともありますので、ご了承ください。

ウ 実施希望施設が地域の芸術家を講師として独自に選定する場合は、事業の日程等について芸術家の内諾を得た上で**様式2**を提出してください。ただし、応募した事業が採択されない場合もあるので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 採択決定後

ア 「協力芸術家名簿」から選定した場合は、採択決定後に県文化課より芸術家の連絡先をお知らせします。

イ 実施施設が芸術家と十分な打ち合わせを行ったうえで、事業実施の3週間前までに「実施計画書」(様式3)を県文化課へ提出してください。(独自選定の場合も含む)

#### (3) 事業の変更・中止

事業の日程や内容、出演者に変更が生じた場合や、事業を中止する場合は、実施施設において、「(変更・中止)報告書」(様式4)を、県文化課へ提出してください。

#### (4) 事業終了後

ア 実施施設において、事業終了後2週間以内に、下記の提出物について、メール又はオンラインストレージサービスを利用して、県文化課へ提出してください。

- ・「実施報告書」(様式5)
- ・ワークショップの様子を撮影した写真(3枚)
- ・事業成果物(チラシ・プログラム等)

※ 写真は第三者の肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものとしてください。

※ 写真は、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

#### 7 実施希望調書の提出期限

実施希望は随時受け付けます。

ただし、4(3)イのとおり、同一芸術家の派遣は年2回を上限とするため、先着順となります。

また、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

#### 8 問い合わせ・提出先

新潟県観光文化スポーツ部 文化課 芸術文化振興室

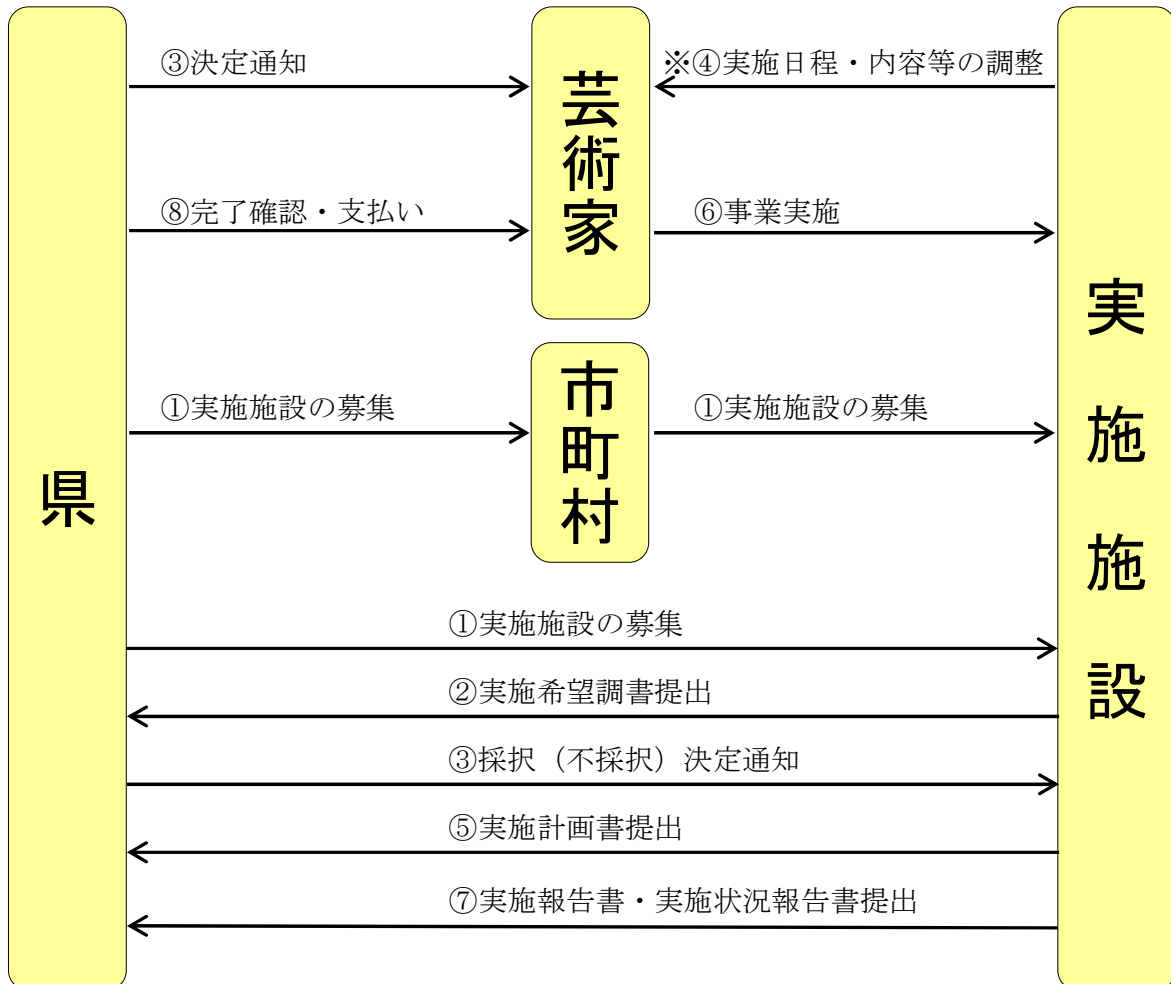
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL: 025-280-5139

E-mail: [ngt150030@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt150030@pref.niigata.lg.jp)

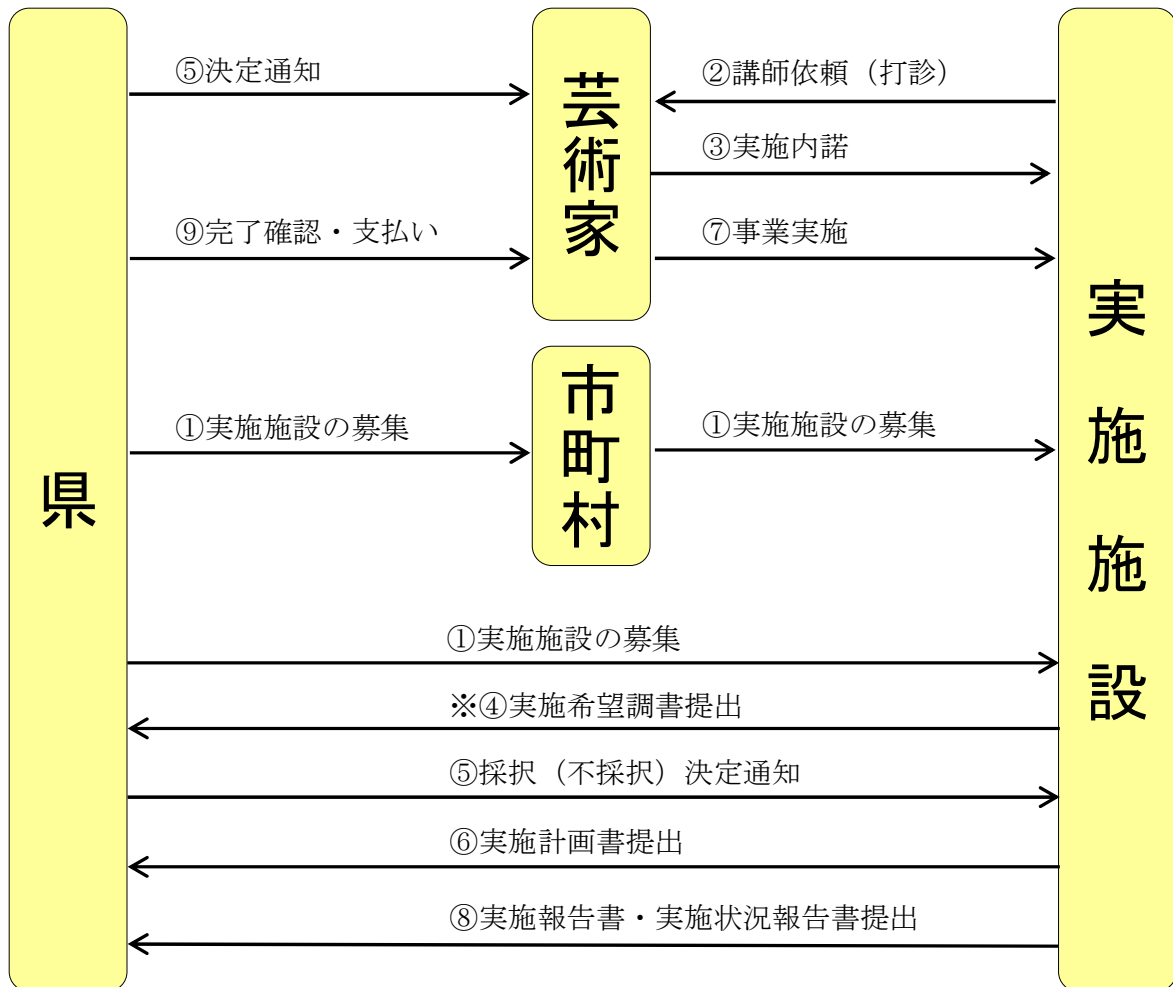
応募から事業実施、事業費支払いまでのフロー

(1) 「協力芸術家名簿」から講師を選定する場合



※ 採択決定後に芸術家の連絡先をお知らせしますので、芸術家と日程・内容等について、打ち合わせを行ってください。

(2) 講師を独自に選定する場合



※ 内容・日程等を調整し、芸術家の内諾を得た上で県へ実施希望調書を提出してください。

## 過去の実施状況

県内の1施設で実施

タイトル：書道パフォーマンス

実施場所：田上町交流会館

実施日：令和7年2月15日

来場者：約60名

講師：下田 彩水さん（書道）

